

報告第2号

専決処分の報告について（住居番号の付番の誤りによる損害賠償の額を定めること）

住居番号の付番の誤りによる損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告する。

令和3年2月8日提出

久喜市長 梅 田 修 一

専 決 処 分 書

次のとおり住居番号の付番の誤りによる損害賠償の額を定めることについて、
地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 損害賠償額 33,600 円
- 2 相手方 ○○○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○

3 事案の概要

住居表示地区における「建物その他工作物新築届」を受理した際、当該建築物に誤った住居番号を付番したことにより、誤った住所で土地建物の登記が行われたため、相手方が登記の更正を実施した。

令和3年1月6日

久喜市長 梅 田 修 一

※ 個人情報に配慮し、内容の一部を加工しております。